

## 平成 29 年第 5 回宮古島市農業委員会総会議事録日程

日時：平成 29 年 5 月 23 日（火）午後 2 時

場所：上野庁舎 1 階 大会議室

日程第 1 議事録署名委員の指名について

7 番 仲 里 長 造

8 番 大 浦 敏 光

日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(利用権貸借)

日程第 4 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(所有権移転)

日程第 5 議案第 4 号 農用地利用配分計画案に関する意見について

日程第 6 議案第 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 7 号 非農地証明交付申請について

宮古島市農業委員会  
会長 野崎 達男

## 平成 29 年第 5 回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成 29 年 5 月 23 日 火曜日 14 時 00 分から 16 時 13 分

2. 開催場所 上野庁舎 1 階大会議室

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇 盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		×	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		×	13	下地 博和		○				
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		×
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧 健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

3. 出席委員 (26 人) 委員数 (29 人)

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事録署名委員

議 長 野 崎 達 男

7 番委員 仲 里 長 造                      8 番委員 大 浦 敏 光

6. 職務のために出席した者の氏名

局 長 下 地 明                      次 長 上 地 寿 男                      農政係長 下 地 一 史

農地係長 川 満 邦 弘                      主任主事 伊 良 部 哉                      主任主事 上 原 み ち 子

開 会 14 時 00 分  
閉 会 16 時 13 分

議長： ただ今から、平成 29 年第 5 回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は 26 名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第 11 条により総会は成立しております。本日、3 名の欠席の旨通知がありましたので、ご報告致します。

議長： それでは、日程第 1 議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第 14 条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長： それでは、7 番:仲里長造委員、8 番:大浦敏光委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部哉氏を指名いたします。

議長： それでは、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題としますが、21 番:濱川清重委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則 12 条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。関係議案の終了後に入室・着席をお願いします。

議長： それでは、議案第 1 号中「農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）は 7 件ございます。  
まず、受付番号 1 番から 7 番までの説明をいたします。

**【議案第 1 号、受付番号 1 番から 7 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

受付番号 1 番から 7 番までは、議案書 6 ページから 12 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2 番委員： 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、伊良部市宮平江団地右側奥に位置します。現況は、さとうきびが植え付けされていました。父・兄共、農業しているので申請人も農業を始めたいとの事です。

5 番委員：受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地の 1 カ所目（1286-5）は、西城中学校グラウンドから南向け 600m 進むと十字路があります。その十字路右角に位置します。区画整備済みです。

2 カ所目（1351-4）は、その十字路を右折し、平良向け 300m 程進むと右側に位置します。

現況は、来期収穫予定の夏植えさとうきびが植え付けられています。

11 番委員：受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、宮古島徳洲会病院から東側の道路を西向け 600m 右側奥に位置します。

現況は、さとうきび収穫後ではありますが、株出し管理はされていません。

さとうきび生産の規模拡大ということです。

16 番委員：受付番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、久松中学校グラウンドから久松集落向け 300m 右側奥に位置します。

現況は、草地です。申請人は、畜産業を営んでおり、草地の規模拡大とのこと。

3 筆とも同じ場所に位置します。

19 番委員：受付番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、中休み給油所からセリ市場に向け、三叉路を右側に上って 70m 進むと右側に位置します。

現況は、さとうきび収穫後ですが、株出し管理か、鋤き込んで夏植えしようか、と考えているとのこと。

26 番委員：受付番号 6 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、NTT 西日本電信電話(株)伊良部無線中継所に隣接している牧山ファームポンドから直線で約 150m の所に位置します。半分は、さとうきび収穫後で、半分はカボチャ栽培をしています。周辺農地は、さとうきび畑に囲まれています。申請人は、新規就農者です。

29 番委員：受付番号 7 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、来間島の南側に宮古田畜産のサイロがあります。

そのサイロを北東向け 200m に位置します。草地にする予定です。周辺は、さとうきび畑です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《 質疑なしの声あり 》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中「農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号 1 番から 7 番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局：今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は1件でございます。まず、受付番号8番の説明をいたします。

【議案第1号、受付番号8番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

事務局：受付番号8番は、議案書13ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

8番委員：受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、土地改良済みで西辺小学校から東へ600mに位置します。  
現況は、さとうきびが植え付けされていました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《 質疑なしの声あり 》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号8番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。21番委員の入室・着席をお願いします。次に議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局：今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は7件でございます。まず、受付番号9番から15番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号9番から15番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号9番から15番までは、議案書14ページから20ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○2番委員： 受付番号9番・10番について「規模拡大」とありますが、経営面積が記載されていません。説明をお願いします。

■事務局： 申請人は、元公務員で転勤族であったため、宮古在住時と島外在住時とで2つの農家台帳データが作成されていました。那覇市具志に在住していた時に、亡父名義の農地約5,000㎡を相続した為です。今回の申請が上がってきた際に農地の所有がない宮古在住の方の台帳データを用いて議案書を出力した後で、2つの台帳が同一人物であることがわかったので台帳を合算し修正かけたのですが出力済みの議案書に反映されておりませんでした。間違いなく規模拡大でありますので、経営面積に「50」と入れていただきたいと思います。総会前に修正すべきでした。訂正をお願いします。

○2番委員： 那覇に土地があるという事ですか？宮古にあるということですか？

■事務局： 那覇在住時に宮古にある土地を贈与で受けた後、転勤族のため移動しており、この土地は申請人の土地ですが、システムに反映されなかったという事です。

○4番委員： 11番についてお願いします。申請人の経営面積が17.9aとあります。申請事由に「農業経営の開始」とありますが、17.9aの畑で農業はやっていなかったのでしょうか。これは、経営開始なののでしょうか？説明をお願いします。

■事務局： 申請人のご主人名義で17.9aの農地を所有しています。今回申請した営農計画書の中に「現在の経営地」という記入欄がありそこに記入漏れがありました。城辺保良在の母親が娘（申請人）へ農地を贈与するという案件ですが、経営面積がゼロというのに対しては、ご主人の農地と合わせて記載する予定でしたが記載漏れです。農地は、ご主人名義であり、本人名義はゼロでしたが経営計画に本人のものしか記入できないと思いゼロで記入しました。ご主人名義の農地があるという事で17.9aを記載しました。「経営開始」とありますが、正しくは「経営拡大」という事です。

議長： ほかに質疑があればこれを許します。

〈質疑なしの声あり〉

議長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号9番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

〈異議なしの声あり〉

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は15件でございます。  
まず、受付番号1番から15番までの説明をいたします。

【議案第2号、受付番号1番から15番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。  
議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

16番委員： 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、宮古徳洲会病院から久松向けに進むと久仲建設の資材置き場、倉庫があります。  
事務局より指導を受け資材置き場にされている土地を原状回復しました。現在は、伐開し農地として使用できる状態になっており、申請人が借りる予定です。

17番委員： 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地[佐和田156-2]は、伊良部佐和田から佐良浜向け1.5km進むとファームポンドがあり、更に北へ1km進むと松林があります。その、松林の隣が申請地です。さとうきび収穫後、株出し管理がされていました。[佐和田158・159]は隣接しており、カボチャ収穫後で白地になっています。申請人は、以前より賃貸借していましたが期間切れの為、継続契約との事です。

18番委員： 受付番号3番・4番について、現地調査の結果を報告いたします。  
受付番号3番の申請地は、西東団地南側に位置します。親子間での賃貸借です。枝豆を栽培しています。受付番号4番の申請地は、仲原団地東側に位置します。兄弟間での賃貸借で枝豆栽培をしています。

■中間管理機構：受付番号5～15番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、宮古島市城辺野球場・城辺総合公園に隣接しており道路から南側に大規模な面積です。事業は進行中ですが、整備が終わっている地区に関して一時利用指定通知書が出ています。それを元にして、農地中間管理機構では、現在農地を担い手に集積するという作業を行っています。西新生地区は、担い手集積があったという基盤整備を実施しています。担い手の方に農地を35%以上集積をかけると、「促進費」という基盤整備の負担金が農家に返る仕組みになっており、土地改良の負担金がいらぬという事です。農地中間管理機構を通して担い手に集積かけると「促進費」とは別途に新たに「地域集積協力金」という協力金が支給されます。農業関係であれば、使途自由です。地区全体の20%を超えると反当たり約1万5千円もらえる仕組みになっています。担い手に集積をかけて協力金がもらえるなら、この制度を活用しない手はないという事で、現在基盤整備をしている農家の皆さんにご協力を頂いて多くの面積を中間管理機構で借り受けて、担い手の方に貸し付ける事を実行しています。現地は、どういう風になっているかは、参考資料（公益財団法人 沖縄県農業振興公社関連議案の農地位置）をご覧ください。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○26番委員： 中間管理機構の利用設定が細かい面積が反映されてきましたが、今日の説明の中で相当大きな面積が動いていると感じて、よりわかりやすい説明になってきました。やはり、土地改良がメインということで農作業もしやすい。高齢化は進むし、今後この制度をもっと活用したほうが良いと考えていますので、この城辺地区のモデル地区を多くの委員や農業委員にPRして頂きたいと思えます。私は、伊良部ですが未整備の農地が多くありますので、是非この制度を早急に推進して頂くようお願い致します。これは、私の意見であり、質疑ではありません。

議長： 他に質疑ありませんか。ほかに質疑があればこれを許します。

○24番委員： 担い手に集積するという事ですが、担い手の年齢の基準はありますか？

■中間管理機構： 年齢の基準、条件はありません。宮古全体で人・農地プランを作成しています。

旧市町村で、人・農地プランの中で担い手の名前が載っていれば、担い手として認める事ができます。年齢は、関係ありません。

○2番委員： 経営の基盤強化整備事業は、良い事業だと思います。農家の負担金において宮古島市は相当困っています。こういう制度があるというのは、非常に良いという思いもありますが、県営基盤強化には該当しないと聞きました。今後、宮古を県営事業で行うのか、県営事業は負担金発生せず、市営事業は負担金発生という事で、その中に担い手や人・農地プランの中に入っている人が複合になってくるが、それはどのような考えでしょうか。中間管理機構の意見を願います。



■中間管理機構：今後、宮古島市の基盤整備を県営中心にして行うのか、団体営で行うのか、宮古島市主体にしていくのかに関しては、中間管理機構から答える事はできません。県営という事にあって規模の小さな基盤整備をやる時に今回、中間管理機構に農地を貸していただけると、中間管理機構が借りた農地を基盤整備する際に「負担金はありません」という制度を繰り越し作成中です。これが、実現できれば県営という大きな整備でなくても、小さな市町村（団体営農）でも小さな基盤整備でも中間管理機構を通せば「負担金は発生しない」という仕組みは、近々実行できるようになってきています。

○2 番委員： 今後は、法律も変わって小さい面積でもできるという事ですが、地域に浸透するように農業委員としては説明していきますが集落の集まりの際には是非、中間管理機構が積極的に説明を行ってほしいと思います。これは、要望です。よろしくをお願いします。

○9 番委員： 宮古島市が、人・農地プランの中で中心経営体の名簿がありますが、この方々が県の事業の中では担い手という形で上がってきているかと思いますが、大規模な面積を一体化集積する際にご苦労があったかと思います。農家との調整が大変だったのであらうと予想できます。今後は、農家に事業内容を理解させていくのが必要であると思いますが、その辺はどのような対応をしていたのでしょうか。

■農政課： 人・農地プランの中心経営体は他所の人・農地プランに対して担い手としては、幅広くなっています。国が定めている担い手とは、制限・基準があり、「認定農業者・基本構想水準到達者（年間所得が農業のみ年間350万円の収入・新規に認定を受けた就農者）」です。農業生産法人は該当せず、法人でも基本構想水準到達者と認定を受けている法人しか担い手とはみなされない事がわかりました。宮古島市は、小規模農家が多い為、今後育成すべき農業者を下限面積5反以上・農業従事日数を年間150日以上をクリアしており、集落の推薦があれば人・農地プランに位置づけるという事を今、宮古島市の方針として実行しています。宮古島市の人・農地プランに今、説明した方々が載りますが、認定農業者・基本構想到達者など、新規就農者の方については宮古島市で把握した方を載せます。それ以外の方については、農政課でも把握できないので集落に推薦を頂き載せていきます。西新生地区の場合も受付番号1番・6番の申請人はすでに載っていましたが、受付番号3番・5番は載っておらず、福北自治会へ基盤整備の説明をし、「推薦をしてほしい」と要請し、基準を満たしておれば可能という事で位置づけを、換地委員会での調整、県の基盤整備担当者とも調整をし、今日に至ります。今後も、上区地区など県営でもたくさんの予定地域がありますので、同じような形で進めていきたいと思っています。

議 長： ほかに質疑があればこれを許します。

《質疑なしの声あり》

議長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題としますが18番：友利光徳委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。関係議案の審議終了後に入室・着席をお願いします。

議長： それでは、改めまして日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局： 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は9件でございます。  
まず、受付番号1番から9番までの朗読説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番委員： 受付番号1～2番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地（受付番号1番）は、比嘉集落の比嘉公民館通りを東向け約300m直進し左折100m先左側に位置します。さとうきび収穫後に購入しています。申請人は、畜産業を営んでおり採草地として利用するとの事です。

申請地（受付番号2番）は、宮古家畜セリ市場南側にエホバの証人教会があり、その南側を100m直進パレス山中アパートを左折150m直進右側に位置します。申請人は、畜産業を営んでおり採草地として利用するとの事です。

9番委員： 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、オホナ集落から東向け入江方面に600m進むとマンゴーハウスが1棟あります。そのマンゴーハウスの西側に位置します。申請地は、基盤整備や畑かん管理も済んでおり、施設園芸やさとうきびが盛んな農地です。申請人は、兼業農家でしたが去年退職後、規模拡大で更にさとうきび生産を営むという意欲的な方です。

10 番委員：受付番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地（保良 208-4）は、七又集落に入り東の方へ約 1 km 進み集落最後の 1 戸目に隣接しています。現場確認の際は、春植えのさとうきびが植えられていました。申請地（286-3・286-5）は、保良集落入口手前を右折し、50m 進むと保良鉾山入口手前に位置します。申請地は、耕運のみがされていました。申請人は、さとうきびを中心に農業しておりハーベスターも運用しています。

14 番委員：受付番号 5～6 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地（受付番号 5 番）は、伊良部高校東側約 1.5 km に位置します。現地確認の際は、さとうきび収穫前でハーベスターが準備されていました。

申請地（受付番号 6 番）は、福南集落内の高阿良後という 10 戸ぐらいの小さな集落に隣接しています。この一帯は土地改良されていませんがさとうきび栽培が盛んな農地です。申請人は、平良から通い農業経営しています。

16 番委員：受付番号 7 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、久松の松原地域から、松ヶ原ゴルフ場に向かう 200m 手前海沿いに以前使っていた牛舎の跡地があり、現在は堆肥盤のみ残っています。申請地は、その牛舎の西側に位置します。

現況は、去年夏植えのさとうきびが栽培されていました。

21 番委員：受付番号 8 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、県道 83 号線通称池間線の西原集落南側入り口 200m 手前小さな御嶽を左折、150m 直進すると、左側に位置します。さとうきび収穫後であり、その後肥培管理がされていました。周辺はさとうきび畑で、この辺一帯は整備事業がまだされていません。

24 番委員：受付番号 9 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、城辺庁舎より北側方向へ 500m 進むと福北集落と比嘉集落の私道があり、その中間の十字路を更に北側に 200m 進むと左側に位置しています。現在、申請地は葉タバコが植え付けられています。葉タバコ収穫後、申請人はさとうきびの夏植えをする予定です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長：ご異議ないとのことですので、日程第 4 号議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第 5 議案第 4 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。18 番委員、入室・着席をお願いします。

事務局： 今月の農用地利用配分計画案は 6 件でございます。  
まず、受付番号 1 番から 6 番の説明をいたします。

【議案第 4 号、受付番号 1 番から 6 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

事務局： 以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします。

《 質疑なしの声あり 》

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 4 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第 5 議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

休 憩： 15：17

再 開： 15：30

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第 5 議案第 5 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は、1 件でございます。  
受付番号 1 番の説明をいたします。

【議案第 4 号、受付番号 1 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号 1 番は、参考資料の許可基準適合表のとおり農地法第 4 条第 2 項各号及び農地法施行規則第 47 条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いします。

6番委員：現地調査の状況の前に現地調査の報告をいたします。平成29年5月12日（金）に行いました。調査員は、野崎会長、6番委員：仲里敏夫、7番委員：仲里長造、宮古農林水産振興センター宜保裕主任、下地明事務局長、川満邦弘農地係長、上地寿男次長、上原みち子主任主事、で行いました。13:30～13:40 事務局にて調査内容について調整会議、13:50～16:30 現地調査4条申請1件・5条申請11件・非農地証明・1件 計13件 16:40～17:00 事務局にて調査内容整理。調査の結果、顛末書を要する案件が4件ありましたが、特に違反等は見受けられませんでした。

それでは、受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、バイパス通りにあるあずき屋から100m程に位置しております。  
農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地の区分、宅地等に囲まれた第3種農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《 質疑なしの声あり 》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第5議案第5号は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長：次に日程第6号議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局：今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、11件でございます。  
まず、受付番号1番から11番までの説明をいたします。

**【議案第5号、受付番号1番から11番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、受付番号1番から11番までは、参考資料の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いします。

6番委員：受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、あたらず市場の東側に位置しております。農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地の区分、宅地、原野等で分断された連たん近接の第2種農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

6番委員：受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、伊良部大橋から伊良部庁舎向け長山港を過ぎ600m程の海岸沿いに位置しています。農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地の区分、原野等に囲まれたその他第2種農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

6番委員：受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、宮古厚生園から添道集落向け500m程に位置しております。農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号 4 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

6 番委員： 受付番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、久松集落入口近くの旧ココストア駐車場に隣接しております。農地の広がりなし、  
宅地の広がりあり、農地の区分、宅地、ガードレール等に囲まれた連たん近接の第 2 種農地と判断しま  
した。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 4 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号 5 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

6 番委員： 受付番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、宮古島市立東小学校近くに位置しております。農地の広がりあり、宅地の広がりあり、  
農地の区分、宅地等に囲まれた連たん近接の第 2 種農地（7.3ha）と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 5 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号 6 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員：受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、久松中学校北側200m程に位置しております。農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地の区分、10ha以上の農地に囲まれた第1種農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員：受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、久松中学校北側200m程に位置しております。農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地の区分、10ha以上の農地に囲まれた第1種農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員：受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、沖縄製糖宮古工場とファミリーマート下地店近くに位置しております。農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地の区分、街区の面積に占める宅地の面積の割合が4割を超える第3種農地と判断しました。



※事務局より補足

「街区の面積に占める宅地の割合が4割を超える第3種農地と判断した」とありますが、参考資料P49の地図に黄色点線で囲んだ区域内にある4割以上が宅地になっていますので、3種農地の判断になります。去年12月に別の件の申請がありました。その時は、2種農地で判断しましたが、県との調整で4割区域の方が許可基準が上になり、2種農地より3種農地の方が許可が下りやすいとの事です。区域の中が5.6ha、宅地に関わる進入路として2.2ha、トータルで40%を超えており、4割区域という事で第3種農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員：受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、島の駅（直売所）南側300m程に位置しております。農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地の区分、宅地、原野等で分断された連たん近接の第2種農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員：受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、県立宮古高校、宮古島市立平良中学校に隣接しております。農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地の区分、用途地域（第1種低層住居専用地域）に指定された第3種農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○2 番委員：申請書 P58「3.転用計画（3）事業の操業期間または施設の利用期間」の項目に「平成 29 年 8 月～永久年間」とあり、「4-（4）契約期間 30 年（使用貸借権）」となっています。30 年期間が過ぎた後に再度契約するということですか？永久ですか？以前にも、ハウスの件でトラブルがありました。契約書は、明確にしておく必要があると思います。説明をお願いします。

□事務局：申請書に記入されている通り、使用貸借が記入されていますので契約書添付が必要ですが、申請書提出の際、確認したところ親子関係なので契約書は取りませんでした。質問のとおり賃貸借について契約期間が 30 年と記入されていますので、契約書の提出を要求します。

議 長：ほかに質疑があればこれを許します。

《質疑なしの声あり》

議 長：質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 10 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号 11 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7 番委員：受付番号 11 番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、添道集落内に位置しております。農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地の区分、10ha 以上の一団の農地に囲まれた第 1 種農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《 質疑なしの声あり 》

議 長：質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 11 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

日程第 6 議案第 6 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、日程第 7 議案第 7 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局：今月の非農地証明願は1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

**【議案第7号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員：受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、宮古実業高校（旧宮古水産高校）と県営南団地に隣接し、岩盤で雑木が生い茂り、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第7議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長：以上で、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

**（委員会規則に基づく発言等）**

**宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）**

○2番委員：前回の総会の場で3条申請をした場合についておおむね3年という話が出ましたが、これについて農業委員全員が認識していなければいけません。申請人が現地調査を依頼した際、必ず家を建てるかどうかを聞きながら委員が説明をしないと、トラブルの原因になります。以前に申請後許可が下りた件について家を建てる事になった場合に相当もめ、それを委員が認めてしまい、県の許可が下りないという足踏み状態です。「農業委員を辞めたから…」ではいけないと思います。3条申請の際に申請者に対して委員が「面積が広くても片隅に家を建てるかもしれない」と想定し、転用するのかどうか話を聞いて委員が説明をしていくべきだと思います。農業委員全員が共通認識として捉えていなければいけないと思います。

■事務局1： 農地法の手引きにも「3年…」というのは記載されているが、3年にこだわらず、「3年過ぎたから転用できる」との説明を控え、「なるべく農地として使用するように」との指導を行って下さい。県からの指導にも「各々、個別の案件で慣用したらどうですか？」との事です。

■事務局2： 伊良部の例としても「来年、再来年に家を建てるかもしれないけど、とりあえず3条申請をする」という相談がありました。農業委員には、知り合いが調査依頼をするので「知り合いが来たら、やらなくてはいけない」ということではなくて、「来年・再来年やるのでしたら、その時に4条5条申請をしてください」という説明をしてください。「とりあえず、3条申請しましょう」という説明は控えてください。これは、共通認識でご理解頂きたいと思います。よろしくお願いします。

議長： 以上で、本日の議案・報告の審議は全て終了いたしました。  
この際、その他の件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《 発言なしの声あり 》

議長： 発言がないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《 異議なしの声あり 》

議長： それでは、以上をもちまして、平成29年第5回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

閉会： 16:13

平成29年5月23日（火）

会 長	野 崎 達 男
7 番委員	仲 里 長 造
8 番委員	大 浦 敏 光